

公聴会の結果概要

日時:平成25年1月18日(金)

場所:環境省第2会議室

案件:狩猟鳥獣の指定の解除等に関して

○公述人の意見

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
(公財)日本野鳥の会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ウズラは、その個体数の減少が以前から指摘されており、この度の第4次レッドリストの改定に伴っての狩猟鳥獣の指定の解除は、種の存続にとって必要な措置であり賛成する。 「重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)」や「ガンカモ類の生息状況調査」、狩猟による捕獲数の減少などを指標として活用し、ウズラのようにレッドリストに掲載され絶滅のおそれが問題となる以前に、狩猟鳥獣から外す等の措置を今後取られたい。 ウズラの減少は、狩猟圧と生息地の破壊が原因と考えられる。一方で多産でありかつ世代交代も早いことから保護によって速やかな個体数の回復も望めることから、十分な保護事業に取り組まれない。
(公財)世界自然保護基金ジャパン 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月28日に公表された環境省第4次レッドリストにおいて、絶滅危惧Ⅱ類として判定されたウズラを狩猟鳥獣の指定から解除することは、種の保存にとって必要な措置であり賛成する。 ウズラが減少した原因は、狩猟圧によるものと生息地の破壊によるものが考えられる。しかし、多産であるため保護によって個体数の回復も望めることから、引き続き十分な保護事業に取り組んでほしい。また、絶滅の恐れのある種の保全戦略を進める対象としても取り組んで欲しい。
全国農業協同組合中央会 会長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> ウズラが絶滅危惧Ⅱ類として判定された事実等をかんがみれば、ウズラを狩猟鳥獣から指定解除する事については容認せざるを得ない。 ただし、鳥獣被害拡大の問題は全国的に深刻化する一方であり、その歯止めが地方にとって最重要課題の一つとなっていることを十分にふまえ、狩猟鳥獣の対象種の指定等の運用を行って頂きたい。
(一社)大日本猟友会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> 環境省第4次レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に判定され、狩猟鳥獣対象種に相応しくなくなった。なお、放鳥獣猟区の養殖・放鳥したものについては、別途検討が必要と思われる。
(一社)全日本狩猟倶楽部 会長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> 第4次レッドリストにおいて、ウズラは絶滅危惧Ⅱ類に判定されたことから、狩猟鳥獣から除外する措置はやむを得ないと考えます。 但し、放鳥獣猟区においては、これまでどおり人工養殖したウズラは狩猟鳥に指定しておくことを条件とします。放鳥獣猟区は基本的に、人工養殖したキジ、ヤマドリ、ウズラ等を一定の区域内に放し、狩猟の対象として成り立っています。特にコスト軽減の面からも人工養殖のウズラを除外することは猟区の存亡に係わる重大な問題でもあります。放鳥獣猟区制度発足の趣旨は、狩猟需要に応えると共に、秩序ある狩猟の推進と野生鳥獣保護への期待があつて制度化されたものです。このことをご理解の上、重ねて放鳥獣猟区においては、人工養殖したウズラを狩猟鳥に指定しておくことを条件とします。